

平成30年8月7日
三次市産業環境部商工労働課

三次市被災事業者経営持続化支援事業補助制度について

平成30年7月豪雨により被災した市内の中小企業者等の早期経営の復旧を支援し、経営の持続化を図るため、被災事業者が経営再開に向け、被害を受けた設備等及び事務所、工場施設等の構築物の現状復旧に要する経費に対して支援します。

○制度の概要：

別紙のとおり

○申請受付期間：

平成30年8月8日(水)～平成31年3月29日(金)

本件に関するお問い合わせ先



三次市 産業環境部 商工労働課 商工労働係（担当／押谷）

電話番号:0824-62-6171 FAX番号:0824-64-0172

E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市被災事業者経営持続化支援事業のご案内

平成30年7月豪雨により被災した市内の中小企業者等の早期経営の復旧を支援し、経営の持続化を図るため、被災事業者が経営再開に向け、被害を受けた設備等及び事務所、工場施設等の構築物の原状修復に要する経費の一部を補助します。

《補助内容》

<p>補助対象者</p>	<p>市内に事業所を有する被災した中小企業者等（中小企業、協同組合等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災証明書の交付を受けている事業者 ・ ※設備、機械、備品等の被災については被害届出証明書が必要です ・ 市税・料等を完納している事業者 ・ 1 補助対象者に 1 回限りとします 														
<p>補助金額</p>	<p>①設備等の原状修復経費</p> <table border="1" data-bbox="432 947 1401 1330"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上1,000万円以下の額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え2,000万円以下の額</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円を超え3,000万円以下の額</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え4,000万円以下の額</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円を超え5,000万円以下の額</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超える額</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 1/2 <p>②事務所・工場施設の原状修復経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修復経費30万円以上 ・ 補助率：1/2 補助上限200万円 	補助対象経費	補助上限額	10万円以上1,000万円以下の額	500万円	1,000万円を超え2,000万円以下の額	600万円	2,000万円を超え3,000万円以下の額	700万円	3,000万円を超え4,000万円以下の額	800万円	4,000万円を超え5,000万円以下の額	900万円	5,000万円を超える額	1,000万円
補助対象経費	補助上限額														
10万円以上1,000万円以下の額	500万円														
1,000万円を超え2,000万円以下の額	600万円														
2,000万円を超え3,000万円以下の額	700万円														
3,000万円を超え4,000万円以下の額	800万円														
4,000万円を超え5,000万円以下の額	900万円														
5,000万円を超える額	1,000万円														
<p>補助対象経費</p>	<p>①設備等の原状修復経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の固定資産税の課税対象となる償却資産が対象となります。 ・ ※別表参照 ・ ※自動車税又は軽自動車税が課税される車両、リース物件は対象外です。 ・ 被害を受けた設備、機械、備品等の原状修復に要する経費で取得価格又は設備等の修繕経費が10万円以上のものです。（消費税を除く） ・ 従前と同様の機能を有する中古設備の導入も対象となります。（ただし、耐用年数が1年以上のもの。） 														

	<p>②事務所・工場施設の原状修復経費</p> <hr/> <p>・被災した事務所，工場施設等の躯体，内装，建具，給排水設備，電気設備とし，工事費30万円以上が対象となります。(消費税を除く)</p> <hr/> <p>(備考)</p> <p>※設備等及び事務所・工場設備の原状修復経費は，従前の規模や機能，性能と同等以下とします。</p> <p>※原則として、設備等の購入，修繕工事は，市内の事業者とします。</p> <p>※補助金交付決定前に購入設置，改修など事前着手した経費も平成30年7月5日に遡及して適用します。</p> <p>※損害保険金及び，国・県・市の同様の趣旨の補助金交付を受ける場合は，その相当額を対象経費から除きます。</p> <p>※風俗営業法により規制を受ける店舗等、公序良俗に反する店舗等は補助の対象になりません。</p>
申請期間	<p>平成31年3月29日(金)まで</p> <p>※事業完了は、平成32年3月31日までとします。</p>
申請窓口	<p>○三次市産業環境部商工労働課 (三次市役所本館4階)</p> <p>TEL : (0824)62-6171 FAX : (0824)64-0172</p> <p>○三次商工会議所</p> <p>TEL : (0824)62-3125 FAX : (0824)63-5200</p> <p>○三次広域商工会</p> <p>TEL : (0824)44-3141 FAX : (0824)44-3390</p>

◆◆◆◆ 償却資産の種類別具体例 ◆◆◆◆

産の種類		内 容
構 築 物	(1) 構 築 物	舗装路面（駐車場・構内舗装等）、自転車置場、橋、軌道、貯水池 煙突、塀（柵・フェンス）、緑化施設（庭園）、外構、ネオン塔、簡易物置（プレハブなど基礎のないもの）など その他土地に定着する土木設備または工作物
	(2) 建物付属設備	自家用発電設備、受変電設備、駐車用設備（機械設備）、屋外照明設備、中央監視制御設備、業務用設備（厨房・洗濯・動力配線など）、簡易間仕切など ※建物所有者が施工した建物付属設備は家屋として評価するものと、償却資産として評価するものとに区分されます。 ※本来家屋の一部として評価すべき建物付属設備や内部造作であっても、建物の所有者以外の方が施工した場合は、償却資産として取り扱います。
機械及び装置		各種機械（化学・農業・工作土木・建設・電気・印刷・その他物品の製造・加工・修理に使用する機械全般） 太陽光発電設備など
車両及び運搬具		大型特殊自動車、運搬具、自転車など ※自動車税・軽自動車税が課税されるものは対象とはなりません。大型特殊自動車（0, 00～09, 000～099, 9, 90～99, 900～999 ナンバー）は対象となります。
工具、器具及び備品		各種工具（測定・取付・切削・鍛圧など）、各種事務用品、OA機器（パソコン・プリンター・コピー機・ファックスなど）、医療機器、棚（書棚・資料棚・商品陳列棚など）、看板、テレビ、クーラー、机、椅子、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、ロッカー、金庫、遊具など